

環境大臣登録・環境管理士認定事業

# 環境実践人

5月号

(環境管理士は仕事で地球に恩返し)

2018年5月号 通巻 170  
 特定非営利活動法人 日本環境管理協会 本部事務局  
 〒530-0043 大阪府大阪市北区天満 2-1-8

●発行  
 特定非営利活動法人 日本環境管理協会 阪神事務局  
 〒660-0083 兵庫県尼崎市道意町 7-1-12  
 TEL 06-6412-6545 FAX 06-6412-8455  
<http://www.nikkankyo.com>

## 目次

企画募集！「環境管理士 実務研修会」について	1
「排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令」の公布について	1
環境管理事例 (166) 紹介 (下川 雅美)	2
全国環境自治体駅伝 (第 11 走者 その 2)	3
JEMA 通信① (第 46 回) 地球温暖化調査報告書【最終】	4
JEMA 通信② 環境管理士検定のご案内	4
環境白書より「低炭素社会の構築」その 14	5
かおり風景 100 選	6
環境管理用語新解説	7
今月の環境管理士 資格取得者	7
環境管理士資格制度をホームページで紹介している大学等	7
WEB 通信講座による昇級のご案内	7
環境関連企業紹介	8
環境管理士之証 (携帯用) について	8
編集後記	8

## 企画募集！

### 「環境管理士 実務研修会」について

1970年に設立、環境管理士制度をスタートした当会は、環境管理士の登録会員も3万余名となり、会員の方々より多くの声が寄せられています。

その中でも「環境管理の実務に従事されている会員から事例の紹介が聞きたい」、「会員間の交流、親睦の場を持ちたい」という趣旨のご意見が高い割合を占めています。

つきましては、そのような会員の声にお応えするべく、初回として、秋頃の「環境管理士 実務研修会」の実施に向けて企画を進めていきたいと考えますので、皆様からのご応募をお待ちしております。

— ご応募・お問合せ先 —

・メール：info@nikkankyo.com (塚本宛)

※ご応募の際には、研修会で実施したいとお考えの内容について、詳細に記載いただきますようお願い致します。  
 ※研修内容に関するご希望・ご意見もお待ちしています。

## 今月の環境法令 (環境関連法令)



「排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令」が平成 30 年 4 月 10 日に公布されました。5 月 25 日から施行されることとなりましたので、今月号はその経緯、内容についてお知らせいたします。

### 「排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令」の公布について

#### 1. 改正の経緯

今回の省令改正は、水質汚濁防止法における 1,4-ジオキサンに係る暫定排水基準について、現行の暫定措置が平成 30 年 5 月 24 日をもって適用期限を迎えることから、以降の暫定排水基準について定めたものです。

#### 2. 趣旨

1,4-ジオキサンについては、人の健康の保護の観点から平成 21 年 11 月に設定された環境基準の維持・達成を図るため、水質汚濁防止法による 1,4-ジオキサンに係る一般排水基準 (0.5mg/L) が平成 24 年 5 月 25 日より設定されました。

この際、この基準に直ちに対応することが困難な 5 業種について、2 年間または 3 年間の期限で暫定排水基準が設定され、その後、これら 5 業種のうちエチレンオキサイド製造業及びエチレングリコール製造業の 2 業種については、平成 27 年の見直しにより 3 年間の適用期限延長を行っています。

今回の改正は、この 2 業種に係る現行の暫定排水基準が平成 30 年 5 月 24 日をもって適用期限を迎えることから、期限後に適用される基準について定めるものです。

#### 3. 改正の概要

現在暫定排水基準を設定している 2 業種については、以下のとおり暫定排水基準を強化し、適用期限を 3 年間延長します。

表：1,4-ジオキサンに係る暫定排水基準の見直し内容

業 種	基 準 値 (mg/L)	
	現 行	改 正 後
エチレンオキサイド製造業	H27.5.25~H30.5.24	H30.5.25~3年間
エチレングリコール製造業	6	3